

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、平成〇年〇月から、B所在の会社C事業場に配属されて、配達業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月以降、上司から「お前みたいな奴が一番嫌いなんだ。」「血を吐いて倒れろ。」「お前はバカか？」等の暴言を日常的に受けるようになり、ほとんど眠れなくなったという。請求人は、同年〇月〇日Dクリニックを受診し「適応障害」と診断され、同年〇月〇日Eクリニックに転医し「適応障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、症状経過を踏まえ、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと判断し、その時期は平成〇年〇月頃としている。

請求人の症状経過等を踏まえると、当審査会としても、F医師の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) そこで、「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、①上司であるG部長から度を超したいじめや嫌がらせを受けたこと、具体的には、(a) 配達の手伝いに関し、G部長と口論となり、当該口論の後、G部長の請求人に対する態度がきつくなって、怒鳴らない日はないくらいになったこと、(b) 配達の道順組立てに関し、G部長から「いったい何年やってんだ！誰に教わった！」、「お前のやり方は邪道だ！」と怒鳴られたこと、(c) 朝の体操の際、G部長が請求人の前に張り付いて、「声が小さい、足が上がっていない。」と怒鳴ってきて、全員の前で「お前なめてんのか！」と罵倒されたこと、(d) バイクの鍵の紛失に関し、G部長から「少しくらいおなか痛くなった方がいい、血を吐いて倒れろ。」、「机の上で土下座するか？」と言われ、また、G

部長の話に素直に返事をしていたら「上っ面だけで、聞いてないだろ！そんな奴は誰にも信用されないんだよ！」と罵倒されたこと、(e) G部長にHの販売の営業に関し報告したところ「今から〇時間やるからH売ってこい！」と言われ、〇時〇分から残っていた〇名程度の職員が出発させられたこと、(f) 1日の時間ごとの業務内容の入力漏れについて、G部長から「今回未入力を出したのは誰だ、名前を言ってみろ！」と言われ、他の職員がいる中で、何度も名前を言わされたこと、(g) 請求人が担当している地域のファイルを、配達順に並び替えろとG部長から無理なことを言われたこと、② I 事業場からC 事業場に異動となったこと、③ 事業場ごとに仕事のやり方に違いがあり、事業場間の転勤はかなりの負担となること、④ 配達に使用するバイクの鍵をなくしたこと、を主張している。

(5) 上記(4)の出来事についてみると、以下のとおりである。

ア ①の出来事について

(ア) (a) ないし (d) の出来事について、当審査会として、G部長、その他の上司、同僚からの聴取内容等一件記録を精査したところ、G部長と配達の手伝いに関し口論となったとする(a)の主張に即した事実があったことを裏付ける証拠は認められなかった。一方、G部長の請求人に対する個々の発言内容は定かではないものの、(b) ないし (d) にみられるように、少なくとも請求人が、配達の仕事、朝の体操及びバイクのカギの紛失に関し、G部長から複数回にわたり指導、注意ないし叱責を受けたことは事実であると推認される。

(イ) (e) ないし (g) の出来事について、請求人の主張によると、それらの出来事は、それぞれ、平成〇年〇月〇日、同月下旬、同年〇月〇日に発生したものであり、いずれも請求人の本件疾病発病後の出来事となることから、本件疾病の発病原因たる心理的負荷の評価の対象とはならない。

(ウ) 心理的負荷の評価の対象となる(b) ないし (d) の出来事に関し、G部長の請求人に対する言動が、請求人に対する個人的な嫌がらせ等を目的とするものであったとの事情は確認できないことから、これらの出来事を認定基準別表1に示されるところの嫌がらせ、いじめに該当するとみることとはできず、当審査会としては、「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみることが妥当であると判断す

る。

G部長は、業務遂行の折々において、請求人に対し相応に厳しく指導、注意ないし叱責をしていたことは事実であると認められるも、J班長、K主任らの申述を踏まえると、G部長は、他の職員に対しても厳しい態度で接していたことが認められることから、請求人に対してのみ厳しく指導していたものとは判断できない。さらに、請求人とG部長との間に客観的に認識されるような対立が生じ、その後の業務に大きな支障を来したものとも認められないことから、これらの出来事による心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

イ ②及び③の出来事について

請求人は、平成〇年〇月〇日に、I事業場からC事業場に異動となったことが認められるが、当該異動に伴う転居は認められない。

したがって、②及び③の出来事は、認定基準別表1の「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものとみるのが相当である。

請求人は、事業場ごとに仕事のやり方に違いがあり、事業場間の転勤はかなりの負担となる旨主張する一方、平成〇年〇月〇日作成聴取書において、転勤によって作業の方法を変えなければならないことには多少のストレスを感じるが、初めての転勤ではないため対応することはできる旨述べており、これに、担当する業務は同じ外勤業務で変更ないことや異動後の時間外労働時間数もしばらくの間、月20時間前後で推移していることを併せ勘案すると、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」ととどまるものと判断する。

なお、請求人は、肩書が上がらずに転勤した場合に、前の事業場で問題があったと偏見の目で見られ、それが事業場間異動をした場合の負荷となる旨主張するが、一般的に、異動ないし転勤がすべからず昇進や昇格を伴うものではなく、また、事業場に勤務する職員が、一様に請求人と同様の考えを有するとは判断し得ないことから、請求人の主張を採用することはできない。

ウ ④の出来事について

請求人が主張する④の出来事については、認定基準別表1の「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみて、評価・検討することが相当であると思料する。

同出来事に関し、請求人は、上記聴取書において、〇週間くらい探し続け

たが見付からず、自費でスペアキーを作ったとしている。業務で日々使用する事業場のバイクの鍵を紛失したとなれば、業務の合間等において探すことは一般的なことであると考えられるところ、G部長の申述を踏まえると、マスターキーの使用により業務に支障が生ずることはないものと推認され、また、バイクの鍵を紛失したのは請求人が初めてではなく、紛失に伴い請求人にペナルティが課された事実も認められない。

また、スペアキーを自費で作ったことについては、一定の負担が生じたとはいえるものの、その経済的な負担は大きいものとは認められない。

以上の状況を勘案すると、この出来事による心理的負荷の総合評価は「弱」にとどまるものと判断する。

なお、請求人は、G部長の申述は事実に反する旨主張するが、仮に、しばらくはマスターキーで運行していたと思うとのG部長の申述が事実に反するとしても、スペアキーを作れば業務に支障がないことには変わりはなく、上記判断に影響を及ぼすものではない。

(6) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について、特記すべき事項は認められない。

(7) 上記(5)のとおり、請求人には心理的負荷の総合評価が「中」の出来事が1つと「弱」の出来事が2つ認められるが、出来事の全体評価は「中」にとどまり「強」には至らないことから、被災者が発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおりであるので、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。